

2019年（平成31年）4月26日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問サービスの委託等について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス（いわゆるオペレーション）、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するサービスとして、市内においてますますニーズが高まっております。

そして、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならないこととされていますが、当該事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の事業所との契約に基づき、当該他の事業所の従業者に行わせること（以下「委託等」といいます。）ができることとされています。（藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成30年藤沢市条例第31号）第4条、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の30第2項同趣旨）

本市では、いままで、サービスの質を担保する趣旨から、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のうちの訪問看護を除く訪問サービス（定期巡回サービス、随時訪問サービス※）については、他の事業所へ委託等をするを認めておりませんでした。このたび、訪問看護を除く訪問サービスについて、委託等ができる「適切と認める範囲」及び委託等を行う場合の取り扱いを別紙のように定めましたので、通知いたします。

※訪問看護サービスについては、既に連携によるサービス提供が認められています。

以 上

事務担当 福祉健康部介護保険課 総務・給付担当
電話0466-50-3527

藤沢市における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が
指定訪問介護事業所等へ委託等を行うことができる訪問サービスの範囲等について

- 1 他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」といいます）に委託等を行うことができる訪問サービスの範囲

定期巡回サービスの一部

※ 随時訪問サービスの委託は不可とします。

- 2 1を定めた理由

本市の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所による指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、各事業所の従業者により提供できるサービス量に限りがあることから、量的ニーズに答えきれていないといった実情がみられます。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を検討する方は、それ以前から指定訪問介護等のサービス利用をしていた方が多く、それまで利用していた事業所のヘルパーによる訪問を引き続き受けたいといったニーズもみられることから、訪問サービスの一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者によって提供することを認める必要性があるものといえます。

一方で、急な依頼に対応する必要がある随時訪問サービスについては、指定訪問介護事業所等の通常の業務の範囲で行うことの可否や、サービスの質の確保の観点から、委託等を認めることが懸念されるところです。

これらのことを総合的に考え合わせた結果、定期巡回サービスの一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者によって提供することを可能とすることといたしました。

- 3 委託等を行う場合の取り扱い

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回サービスの一部の委託等を行う場合は、次の要件を満たしていることを確認すること。
 - (ア) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築していること。
 - (イ) 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であること。
 - (ウ) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者の処遇に支障がないこと。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回サービスの一部の委託等を行う場合は、次の手続きを行うこと。
 - (ア) 委託等をする指定訪問介護事業所等の運営事業者（以下「指定訪問介護事業

者等」といいます。)と書面にて契約をすること。

(イ) 委託等により定期巡回サービスの一部を他の指定訪問介護事業所等の従業者が提供する場合があることを、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程及び重要事項説明書等に明記した上で、これを利用者へ示して説明し、同意を得ること。

(ウ) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程及び重要事項説明書等の変更を市に届け出ること。この際、指定訪問介護事業者等との契約書の写しも併せて提出すること。

4 委託等を行う場合の留意点

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する責務は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者にありますので、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、委託等により他の指定訪問介護事業所等の従業者が提供することとなった場合についても、常に指定訪問介護事業者等と連携を図り、サービス提供の状況等を把握した上で適切に管理を行ってください。

(2) 訪問サービスのうち、委託等を認める範囲は定期巡回サービスの一部となりますので、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供する定期巡回サービスの全ての委託等を行うことはできません。

(3) このたび委託等を認めることとした趣旨(2をご参照ください。)から、委託等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の実績を重ねた事業者が利用者からの要望や事業所へ寄せられるニーズに応じて検討することを想定しています。事業開始当初からいわゆるビジネスモデルとして委託等を組み込むような取り扱い方は想定していないため、本市の公募において委託等を制限する期間を設ける場合もあります。選定時の公募要項等において委託等が制限されている場合については、事業開始後、その制限に従った運用をしていただくこととなりますのでご注意ください。

(4) 本市市境在住者等が、隣接他市に所在する指定訪問介護事業所等を利用している場合も想定されることから、委託先の指定訪問介護事業所等の所在地については市内に限定いたしません。市外に所在する指定訪問介護事業所等へ委託等をする場合は、委託等をする事業が本市の地域密着型サービス事業であることについて委託等の契約の中で十分に説明を行ってください。

5 取扱適用開始日

2019年5月1日

以上